

○神奈川県警察機動装備隊設置要綱の制定について

(平成9年3月14日例規第11号／神装発第69号／神情発第116号／神生総発第189号／  
神地総発第129号／神刑総発第178号／神交総発第105号／神公一発第151号)

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり神奈川県警察機動装備隊設置要綱を制定し、平成9年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

神奈川県警察が保有する装備資機材は、配分された所属において管理し、活用しているところであるが、神奈川県警察が保有する装備資機材について、その管理所属の枠を超えた総合的な運用を図って事案等に的確に対応していくための連絡、調整等を行う「神奈川県警察機動装備隊」を警察本部に置くこととし、装備資機材の効率的な運用を図っていかうとするものである。

2 運用上の留意事項

(1) 隊員の指定(第2条関係)

ア 機動装備隊の班長及び隊員の指定を行った所属長は、速やかに、その階級、氏名等を機動装備隊長に通報するものとする。これらの者の指定替えを行ったときも、同様とする。

イ 機動装備隊長は、常に機動装備隊隊員名簿を備えておくものとする。

(2) 支援要請(第4条関係)

各所属からの機動装備隊に対する支援要請は、原則として総括班に行うものとし、急を要する場合においては、所属長からその他の班に直接行うことができるものとする。

(3) 支援(第5条関係)

機動装備隊長は、隊員を警察署等の現場に派遣するときは、原則として、装備資機材の全般的な知識を有する総括班の隊員を派遣するものとする。

(4) その他

所属長は、機動装備隊からの通報に基づき所属間で装備資機材の貸借を行った場合は、神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)、神奈川県警察用国有物品管理規則(昭和40年神奈川県公安委員会規則第3号)その他の物品の管理に関する規程に定めるところによりその貸借の手続を確実に行之、その適正を図らなければならない。

別添

神奈川県警察機動装備隊設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県警察が保有する装備資機材の総合的な運用を図り、警察活動を効率的に推進するため、神奈川県警察機動装備隊の設置及びその運用について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 警察本部に、神奈川県警察機動装備隊(以下「機動装備隊」という。)を置く。

2 機動装備隊の編成は、神奈川県警察機動装備隊編成表(別表)のとおりとする。

(任務)

第3条 機動装備隊は、次の各号に掲げる任務を行う。

(1) 装備資機材の総合運用(神奈川県警察の保有する装備資機材をその管理所属の枠を超えて効率的に運用することをいう。以下同じ。)を図るための企画、連絡、調整に関すること。

(2) 装備資機材の管理・操作要領等の指導、教養に関すること。

(支援要請)

第4条 所属長は、事案等の状況から装備資機材の総合運用を図って対応する必要があると認めるときは、機動装備隊長に対し、必要とする装備資機材の有無の確認、装備資機材を管理する所属の検索等の要請を行うことができる。

2 所属長は、装備資機材の管理・操作要領等についての指導、教養を行うため必要と認めるときは、機動装備隊長に対して隊員の派遣要請を行うことができる。

3 前2項の要請は、機動装備隊支援要請書(第1号様式。以下「要請書」という。)により機動装備隊長に行うものとする。ただし、急を要する場合には、電話、無線等により要請を行い、要請書は事後に送付するものとする。

(支援)

第5条 機動装備隊長は、前条第1項の要請を受けたときは、要請に係る装備資機材を管理する所属の検索等を実施してその結果を通報するほか、必要に応じて隊員を警察署等に派遣し、装備資機材に関する助言等を行わせるものとする。

2 機動装備隊長は、前条第2項の要請を受けたときは、要請に係る装備資機材の管理・操作要領等に精通した隊員を指定し、その隊員の所属する所属長と調整の上、これを派遣するものとする。

(適正運用)

第6条 機動装備隊長は、装備資機材の総合運用が効率的に図られるよう、隊員に対して必要な指導、教養を行い、機動装備隊の適正な運用に努めるものとする。

(活動報告)

第7条 機動装備隊の各班長は、それぞれの班の毎月の支援要請受理状況及びその対応状況を取りまとめ、支援活動状況報告書(月分)(第2号様式)により機動装備隊長に報告するものとする。

- 2 機動装備隊長は、毎月の機動装備隊の活動状況を取りまとめ、機動装備隊活動状況報告書( 月分)(第3号様式)により総務部長に報告するものとする。